

平成27年第9回瑞穂市教育委員会定例会 次第

平成27年9月25日

開会

- 日程第1 平成27年第8回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 教育長の報告
- 日程第4 議案第52号 (仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について
- 日程第5 議案第53号 瑞穂市立中小学校プール改修工事について
- 日程第6 議案第54号 瑞穂市立本田小学校プール改修工事について
- 日程第7 議案第55号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第8 議案第56号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第9 議案第57号 瑞穂市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について
- 日程第10 そ の 他 教育次長
教育総務課長
学校教育課長
幼児支援課長
生涯学習課長
次回教育委員会会議の開催について
平成27年 月 日 () 午後 時 分から

閉会

議案第 5 2 号

(仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について

(仮称) 瑞穂市大月運動公園用地取得の申出について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 3 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 9 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

(仮称) 瑞穂市大月運動公園を整備するにあたり、別紙の事業地である土地を購入するもの。

議案第 5 3 号

瑞穂市立中小学校プール棟改修工事について

瑞穂市立中小学校プール棟改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市立中小学校プール棟改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 中小学校 瑞穂市美江寺 1 7 3 番地
- 4 工事概要 管理棟 壁、屋根、床、トイレ、照明 N = 1 式
プール 塗装 N = 1 式
- 5 予 算 額 2 6 , 6 7 7 千円

平成 2 7 年 9 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い、施設維持管理計画に基づき改修を実施するもの。

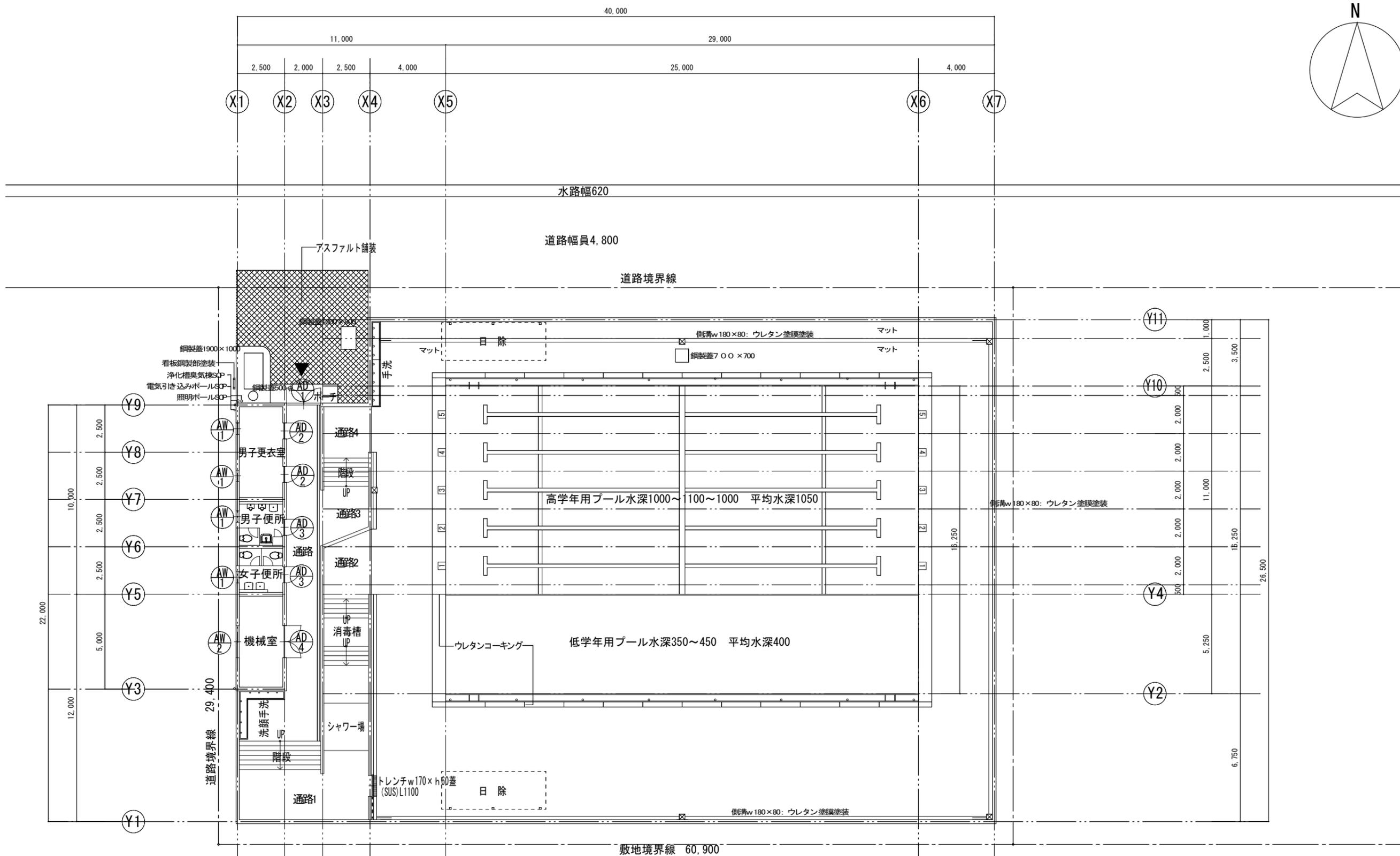
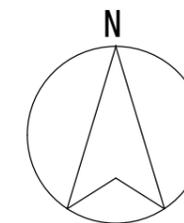
<p>特記 「公共建築改修工事標準仕様書(平成22年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト含有成形板の処理：作業場は、養生シート等を用いて区画する。湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。 ・工事竣工図：竣工時より20日 ・工事竣工写真：竣工時より20日 ・工事保証書：竣工時 	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付リシン部：高圧洗浄(欠損部はエポキシ補修)後アクリルリシン吹付 ・鉄部塗装：SOP塗装B種 ・既設モルタル部分は高圧洗浄(欠損部はエポキシ補修)後吹付仕上げとする ・既存男女の更衣室のCBの間仕切り撤去。 ・プール全面塗装後水張り試験を実施し、試験結果の記録を管理者に報告する。 	
--	--	--

工事概要 外部仕上表				メーカーリスト (使用材料は全て下記材料と同等品とする。)	
プール本体	既存塗料をサンドプラストにて撤去後、アクリルウレタン4回塗り、ノンスリップ塗装及びライン塗装	ポーチ・入口・通路	床：防滑長尺シートt2.5貼、側溝：ウレタン塗膜塗装、壁：リシン吹付	防滑長尺シートt2.5・東リNS550	
プールサイド	床：既存マット撤去後平板ブロック・トレンチ高圧洗浄後マットt13新設、笠木・外周壁：リシン吹付、トレンチ蓋(SUS)1100新設	通路・2・3・4階段	床：防滑遮熱長尺シート貼t2.5、壁：リシン吹付	プールサイド用マット：タキロン タキデッキt13	
	プールサイド面台：ケレン後防滑遮熱塗装及びウレタンコーキング打ち直し	シャワー場	床：巾木：モザイクタイル、ノンスリップタイル貼り替え、壁：リシン吹付	モザイクタイル：INAX・ジュエリーモザイク	
	側溝：ウレタン塗膜塗装、草の除去	消毒槽	床：巾木：モザイクタイル、ノンスリップタイル貼り替え、壁：リシン吹付	樹脂製ベンチ：テラモト ホームベンチステン	
日除け	日除け(2ヶ所)：鋼製柱梁SOP塗装、縦樋支持金物取り替え、樹脂製カラーベンチw1800(脚部SUS、背無)4ヶ、	洗眼手洗	床：防滑長尺シート貼t2.5、壁：リシン吹付		
プール棟	屋根：木毛セメント板25(リシン吹付)+スレート大波葺き替え、軒樋：カラー塩ビ製軒樋w120、縦樋カラー塩ビ100φ	手洗	床：平板ブロック高圧洗浄後マット敷、壁：吹付タイル、流し台：モザイクタイル貼り		
	外壁：リシン吹付、立ち上り：リシン吹付	外構	エントランス前アスファルト改修：既設表層部撤去後既設路床転圧後t50アスファルト舗装		
	スレート大波取り付け用鋼製下地SOP塗装	外部鉄部	SOP塗装(点検用編鋼板、日除け柱柱脚支持金物、電気引き込みポールφ110φL5m、街灯ポールφ80φL4m、浄化槽臭気抜きポールφ140φL4m)		
			看板脚部		

内部仕上表																
階	室名	床			巾木			壁			廻縁	天井			天井高	備考
		下地	仕上	レベル	仕上	高さ	下地	仕上	防火性能	下地		仕上	防火性能			
1	男子更衣室		既存男女更衣室の間仕切り撤去、床嵩上げコンクリ撤去後高圧洗浄後モルタルt30金銀仕上げ		モルタル補修、高圧洗浄	300		高圧洗浄後リシン吹付					木毛板表し		室名サイン：アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットニングシート貼り	
1	男子便所		床撤去後土間コンt100撤去後D10タテヨコ@200スラブt100打設+モザイクタイル貼り		モルタル補修、高圧洗浄	300		高圧洗浄後リシン吹付 配管用壁：天端共モザイクタイル貼り					木毛板表し	トイレブース市木パイプh1800、ポリ合板、アールエッジ 欄：2段、ポリ合板550×300×20 室名サイン：アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットニングシート貼り		
1	女子便所		床撤去後土間コンt100撤去後D10タテヨコ@200スラブt100打設+モザイクタイル貼り		モルタル補修、高圧洗浄	300		高圧洗浄後リシン吹付 配管用壁：天端共モザイクタイル貼り					木毛板表し	トイレブース市木パイプh1800、ポリ合板、アールエッジ 欄：2段、ポリ合板800×300×20 室名サイン：アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットニングシート貼り		
1	機械室		高圧洗浄		モルタル補修、高圧洗浄	300		高圧洗浄後リシン吹付					木毛板表し	室名サイン：アクリ板150×50×5、カットニングシート貼り アルミ製ラック		

符号形式	AW1	AW2	AD1	AD2	AD3	AD4	⊖
	アルミ製突出し窓	アルミ製引違い窓	アルミ製両開格子戸	アルミ製ガラリ付片開き框戸	アルミ製ガラリ付片開き框戸	アルミ製ガラリ付両開き親子框戸	
姿図 (特記なき限り内観図を示す)							
室名	男子更衣室・男子・女子WC	機械室	ポーチ	男子更衣室	男子・女子便所	機械室	
数量	4	1	1	2	2	1	
仕上	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	
見込	70	70					
硝子	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8		網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	
金物	付属金物一式	付属金物一式 防虫ネット	付属金物一式、戸当たり	付属金物一式 DC 戸当たり	付属金物一式 DC 戸当たり	付属金物一式 DC 戸当たり	
備考			本締め、キャスター付き	レバーハンドル、本締め	レバーハンドル、本締め	レバーハンドル、本締め	

	工事名 中小学校 プール棟改修工事	図名 特記・仕上げ表・建具表	縮尺 1/100 No. A2
--	-----------------------------	--------------------------	-----------------------



※既存プールは1974年竣工、鋼製プール、ゼッタール2回、エポニックスシルバー1回、ゼニローゼ2回、

工事名

中小学校プール棟改修工事

図名

プール棟プール平面図

縮尺 1/200

No. A3

議案第 5 4 号

瑞穂市立本田小学校プール棟改修工事について

瑞穂市立本田小学校プール棟改修工事について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 1 5 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 9 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工 事 名 瑞穂市立本田小学校プール棟改修工事
- 2 契約方法 一般競争入札（予定）
- 3 工事場所 本田小学校 瑞穂市本田 9 3 8 番地
- 4 工事概要 壁、屋根、床、トイレ、照明、外構 N = 1 式
- 5 予 算 額 3 8 , 7 2 5 千円

平成 2 7 年 9 月 2 5 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

老朽化に伴い、施設維持管理計画に基づき改修を実施するもの。

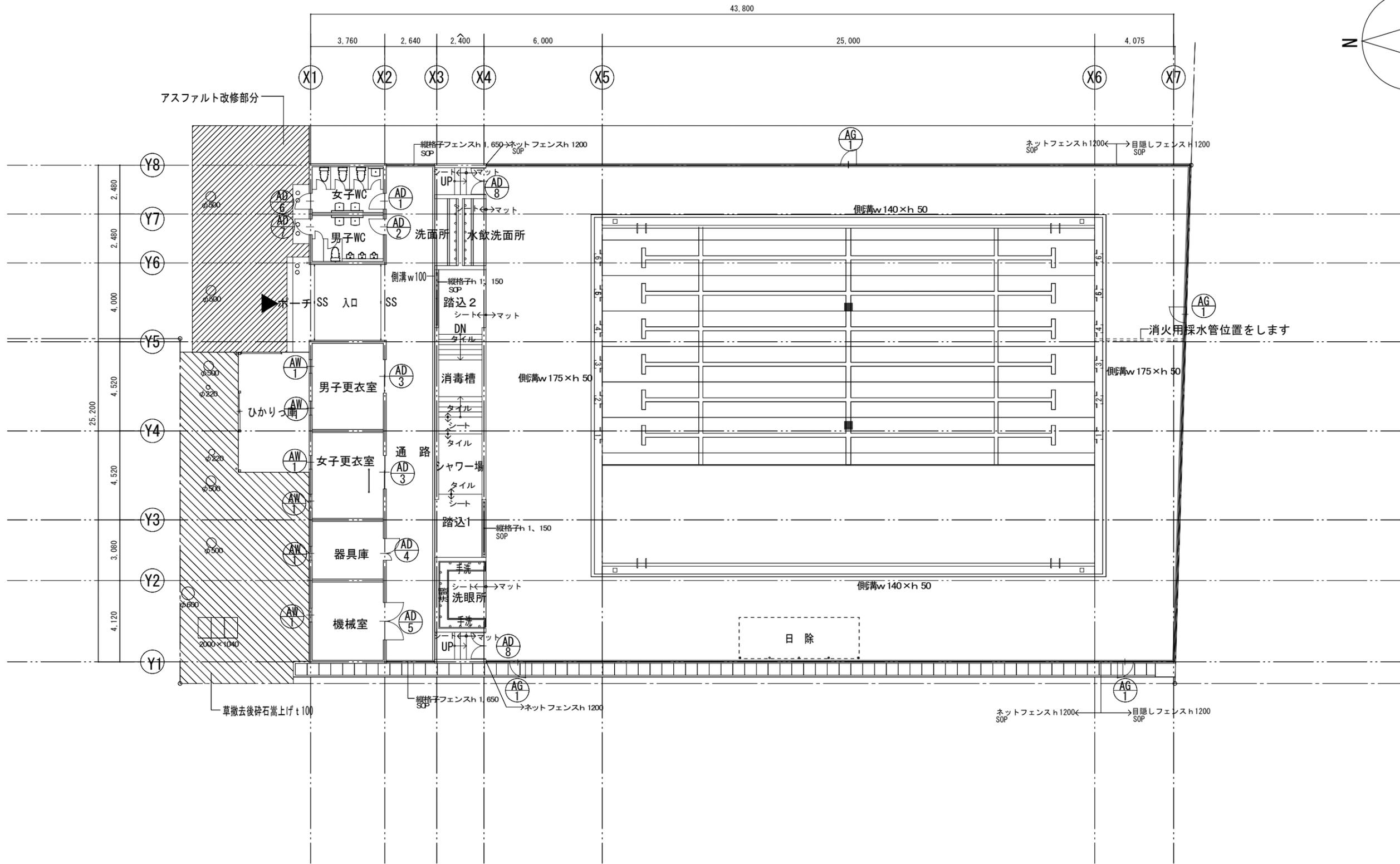
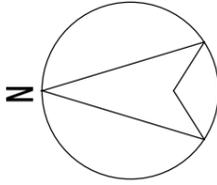
<p>特記 「公共建築改修工事標準仕様書(平成22年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)による。 ただし、「改修標準仕様書」に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。 ・アスベスト含有成形板の処理:作業場は、養生シート等を用いて区画する。湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に入れる等の飛散防止措置を講ずること。 ・工事竣工図:竣工時より20日 ・工事竣工写真:竣工時より20日 ・工事保証書:竣工時</p>	<p>・吹付タイル部:高圧洗浄(欠損部は補修)後アクリル系複層吹付、吹付リシン部:高圧洗浄(欠損部は補修)後アクリルリシン吹付 ・鉄部塗装:SOP塗装B種 ・既設モルタル部分は高圧洗浄(欠損部はモルタル補修)後吹付仕上げとする ・床:高圧洗浄後クラック部はエポキシ樹脂補修後特記による仕上げをする ・モザイクタイル:19角磨き</p>	
--	---	--

工事概要			外部仕上表			メーカーリスト(使用材料は全て同等品とする。)		
プール本体	プール内部は現状のまま、	ポーチ・入口	床:防滑長尺シートt2.5貼、壁:吹付タイル、ノンスリップタイル洗浄そのまま	遮熱防滑長尺シートt2.5:・東リNS550、・タキロン タキストロンMT、・シンコール NNP600				
プールサイド	床:既存マット撤去後マットt13敷、笠木・外周壁:現状の吹付タイル高圧洗浄後吹付タイル 四周側溝:ウレタン塗膜	通路・踏込1・2	床:防滑遮熱長尺シート貼t2.5、溝部:ウレタン塗膜、壁:吹付タイル、ノンスリップタイル洗浄そのまま	プールサイド用マット:タキロン タキデッキt13				
	プールサイド立ち上がり台面:ケレンの後遮熱防汚塗料塗り及びコーキング打ち直し、日除けスレート 大波屋根葺き替え 鋼製ベチw100(鋼SUS)3ヶ	通路洗面所	床:防滑遮熱長尺シート貼t2.5、壁:吹付タイル、流し:洗浄剤クリーニング後目地化粧材詰め	遮熱塗料:大同塗料プールコートターフ				
フェンス・格子	ネットフェンス・目隠しフェンスh1200はSOP塗装、鋼管縦格子:SOP塗装、日除け:大波石綿スレート葺き替え、鉄部SOP塗装	シャワー場	床 巾木:モザイクタイル貼り、ノンスリップタイルw60貼り替え、壁:吹付タイル	スノコ:テラモト ソフト巻取りマット				
プール棟	屋根:現状の折板S-60のヒコガリウム鋼板 0.8カバー工法(QW0kg/m3充填) 既設折板ケレン後錆止め塗装、軒樋:塩w120、縦樋P75φ4ヶ所	消毒槽	床 巾木:モザイクタイル貼り、ノンスリップタイルw60貼り替え、壁:吹付タイル スノコ1800×2100	樹脂製ベンチ:テラモト ホームベンチステン				
	外壁:現状のリシンを高圧洗浄後リシン吹付、立ち上り:高圧洗浄後アクリルリシン 面戸金物取り付けC鋼:SOP	水飲み洗面所	床:防滑遮熱長尺シート貼t2.5、壁:吹付タイル、流し:洗浄剤クリーニング後目地化粧材詰め					
外構	エントランス前アスファルト改修:既設表層部撤去後既設路床転圧後t30アスファルト舗装、プール棟北側:草撤去後砕石嵩上げt100、街路灯ポールSOP							

内部仕上表																
床:モルタルクラック部エポキシ樹脂補修後防滑長尺シートt2.5貼、溝部ウレタン塗膜、壁:吹付タイル																
階	室名	床			巾木			壁			廻縁	天井			天井高	備考
		下地	仕上	レベル	仕上	高さ	下地	仕上	防火性能	下地		仕上	防火性能			
1	入口												折版表しSOP		鋼製シャッターw3400×h1900シャッターボックス共2カ所:SOP	
1	男子便所		床撤去後土間コンt150撤去後スラブ打設 150D10タテヨコダブル@200モザイクタイル貼り		モルタル金ゴテモザイクタイル貼り	200		CB積みモザイクタイル貼り(ライニングブロック部) CB化粧積み高圧洗浄後吹付タイル 梁型:高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		トイレブース市木パイプ、h1800、アールエッジ、ポリ合板 室名サイン:アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットインシート貼り	
1	女子便所		床撤去後土間コンt150撤去後スラブ打設 150D10タテヨコダブル@200モザイクタイル貼り		モルタル金ゴテモザイクタイル貼り	200		CB積みモザイクタイル貼り(ライニングブロック部) CB化粧積み高圧洗浄後吹付タイル 梁型:高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		トイレブース市木パイプ、h1800、アールエッジ、ポリ合板 室名サイン:アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットインシート貼り	
1	男子更衣室		高圧洗浄					CB化粧積み高圧洗浄後吹付タイル 梁型:高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		室名サイン:アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットインシート貼り 脱衣箱・すのこクリーニング後再利用 転倒防止金物取り付け9ヶ	
1	女子更衣室		高圧洗浄					CB化粧積み高圧洗浄後吹付タイル 梁型:高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		室名サイン:アクリ板150×150×5ピクトサイン、カットインシート貼り 脱衣箱・すのこクリーニング後再利用 転倒防止金物取り付け9ヶ	
1	器具庫		高圧洗浄					高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		室名サイン:アクリ板150×50×5 カットインシート貼り	
1	機械室		高圧洗浄					高圧洗浄後吹付タイル					折版表しSOP		室名サイン:アクリ板150×50×5 カットインシート貼り	

符号形式	AW1	AD1	AD2	AD3	AD4	AD5	AD6
符号形式	AW1 アルミ製ガラリ付はめ殺し窓	AD1 アルミ製ガラリ付片開き框戸	AD2 アルミ製ガラリ付型開き框戸	AD3 アルミ製ガラリ付引違框戸	AD4 アルミ製ガラリ付両開き親子框戸	AD5 アルミ製ガラリ付両開き框戸	AD6 アルミ製ガラリ付片開き框戸
姿図							
室名	1階 女子WC他	1階 女子WC	1階 男子WC	1階 男子・女子更衣室	1階 器具庫	1階 機械室	1階 女子WC
数量	6	1	1	2	1	1	1
仕上	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜
見込	70	70	70	70	70	70	70
硝子	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8
金物	付属金物一式 防虫ネット	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり
備考		レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺	レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺	引違錠	レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺	レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺	レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺
符号形式	AD7	AD8	AG1				
符号形式	AD7 アルミ製ガラリ付片開き框戸	AD8 アルミ製両開き格子戸	AG1 アルミ製片開きガラリ点検戸				
姿図							
室名	1階 男子WC	1階 プールサイド	1階 プールサイド壁				
数量	1	2	4				
仕上	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜	陽極酸化塗装複合被膜				
見込	70	70	70				
硝子	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8	網入り型ガラスt6.8				
金物	付属金物一式 防虫ネット DC 戸当たり	付属金物一式 戸当たり	付属金物一式 防虫ネット				
備考	レバーハンドル・本締錠・ステンレス製沓摺	レバーハンドル・キャスター付き	レバーハンドル・本締錠				

	工事名 本田小プール棟改修工事	図名 特記・仕上げ表・建具表	縮尺 1/100 No. A2
--	---------------------------	--------------------------	--------------------



※既存プールは1979年竣工、RC構造プール、エポキシ樹脂塗装、プールサイド天端は白セメントモルタル金鍍

工事名

本田小学校プール棟改修工事

図名

プール棟プール平面図

縮尺

1/200

No.

A 3

議案第 55 号

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 9 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成 28 年度保育所利用申込につき必要な事項を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（職員）

第2条の2 保育所に保育所長のほか、主任保育士、保育士、調理員その他必要な職員を置く。

第6条の2中「保育所利用申込書（様式第1号）」を「瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号。以下「細則」という。）第7条に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書」に改める。

第6条の3の見出しを「（利用の決定）」に改め、同条第1項中「内定」を「決定」に、「施設利用内定通知書（様式第2号）」を「細則第8条第1項に規定する施設利用決定通知書」に改め、同条第2項中「施設利用不承諾通知書（様式第3号）」を「細則第8条第2項に規定する施設利用不承諾通知書」に改め、同条第3項中「解約通知書（様式第4号）」を「細則第8条第3項に規定する解約通知書」に改める。

第7条中「様式第5号」を「様式第1号」に改める。

第8条の2中「様式第6号」を「様式第2号」に改める。

第8条の3中「保育所延長保育承諾書（様式第7号）」を「地域事業利用決定通知書（様式第3号）」に改める。

第8条の5第1項中「別表」を「細則別表」に改め、同条第2項中「利用契約決定通知書（様式第8号）」を「細則第5条に規定する利用者負担額決定通知書」に改め、同条第3項中「利用者負担額変更通知書（様式第9号）」を「細則第12条に規定する利用者負担額変更通知書」に改める。

第9条第1項中「保育所保育料等減免申込書（様式第10号）」を「細則第19条第1項に規定する利用者負担額等減免申込書」に、「瑞穂市長」を「市長」に改め、同条第2項中「瑞穂市長」を「市長」に改める。

別表を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第8条の2関係）

保育所延長保育申込書

年 月 日

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申請者 住所

氏名 ⑩

（電話番号 — — ）

年 月から次の児童の延長（長時間）保育を申請します。なお、申請にあたり、下記の内容を確認の上、承諾します。

- 1 各保育所のルールを守り、必ず保育時間内に送迎すること。
- 2 利用児童の世帯員の課税資料及び申込書記載内容の確認のため必要となる資料を閲覧されること。
- 3 保育所保育料又は延長保育料を滞納した場合は、延長保育の実施を取り止める場合があること。

保育所名	保育所（保育・教育センター）				
児童氏名		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
保育を希望する時間	午前 時 分から 午後 時 分まで				
申 込 理 由	<input type="checkbox"/> 勤務の就業時間が遅いため <input type="checkbox"/> 恒常的な残業があるため <input type="checkbox"/> 勤務場所と保育所の距離が遠いため <input type="checkbox"/> その他 ()				

様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号（第8条の3関係）

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



地域事業利用決定通知書

下記のとおり施設の利用が決定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用する地域事業	
利用開始日	

様式第4号から様式第10号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瑞穂市保育所条例施行規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市保育所条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の瑞穂市保育所条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

瑞穂市保育所条例施行規則（平成22年瑞穂市教育委員会規則第11号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（職員）</u></p> <p><u>第2条の2 保育所に保育所長のほか、主任保育士、保育士、調理員その他必要な職員を置く。</u></p> <p>（利用の申込み）</p> <p>第6条の2 条例第3条第1項の規定により保育所の利用の申込みは、<u>瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号。以下「細則」という。）第7条に規定する施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書</u>により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p><u>（利用の決定）</u></p> <p>第6条の3 教育委員会は、保育の利用を決定したときは、<u>細則第8条第1項に規定する施設利用決定通知書</u>により保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、<u>細則第8条第2項に規定する施設利用不承諾通知書</u>により保育の利用児童の保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要とする事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解約したときは、<u>細則第8条第3項に規定する解約通知書</u>を保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p>	<p><u>（保育所長）</u></p> <p><u>第2条の2 保育所に機関の長として、保育所長を置く。</u></p> <p>（利用の申込み）</p> <p>第6条の2 条例第3条第1項の規定により保育所の利用の申込みは、<u>保育所利用申込書（様式第1号）</u> _____により教育委員会に申し込まなければならない。</p> <p><u>（利用の内定等）</u></p> <p>第6条の3 教育委員会は、保育の利用を内定したときは、<u>施設利用内定通知書（様式第2号）</u>_____により保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、<u>施設利用不承諾通知書（様式第3号）</u>_____により保育の利用児童の保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要とする事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解約したときは、<u>解約通知書（様式第4号）</u>_____を保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。</p>

(私的契約児の入所)

第7条 条例第3条第2項の規定により私的契約児の入所を希望する者は、保育所入所申込書(私的契約児分) (様式第1号)により教育委員会に申し込まなければならない。

(延長保育の申込み)

第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第2号)により教育委員会に申し込まなければならない。

(延長保育の承諾)

第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、地域事業利用決定通知書(様式第3号)により、保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。

(保育料)

第8条の5 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、細則別表に定める基準により算定した額とする。

2 市長は、前項の規定により決定した保育料を細則第5条に規定する利用者負担額決定通知書により扶養義務者等に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により決定した保育料を変更する必要があると認めるときは、細則第12条に規定する利用者負担額変更通知書により扶養義務者等に対し通知するものとする。

(保育料等の減免)

第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、細則第19条第1項に規定する利用者負担額等減免申込書に減免申込みの理由を証する書類を添えて、市長に申し込まなければならない

(私的契約児の入所)

第7条 条例第3条第2項の規定により私的契約児の入所を希望する者は、保育所入所申込書(私的契約児分) (様式第5号)により教育委員会に申し込まなければならない。

(延長保育の申込み)

第8条の2 保育時間の延長を希望するときは、保育所延長保育申込書(様式第6号)により教育委員会に申し込まなければならない。

(延長保育の承諾)

第8条の3 教育委員会は、保育時間の延長を承諾したときは、保育所延長保育承諾書(様式第7号)により、保育の利用児童の保護者に対し通知するものとする。

(保育料)

第8条の5 条例第6条第2項に規定する規則で定める額は、別表に定める基準により算定した額とする。

2 市長は、前項の規定により決定した保育料を利用契約決定通知書(様式第8号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により決定した保育料を変更する必要があると認めるときは、利用者負担額変更通知書(様式第9号)により扶養義務者等に対し通知するものとする。

(保育料等の減免)

第9条 条例第7条の規定により保育料等の減免を受けようとする者は、保育所保育料等減免申込書(様式第10号)に減免申込みの理由を証する書類を添えて、瑞穂市長に申し込まなければならない

ない。

2 市長____は、前項による申込みがあったときは、その実態を調査し、必要と認めるときは事実発生の日の属する月の翌月(事実発生の日が月の初日に当たるときはその月)に係る保育料等から減免を行うものとする。

ない。

2 瑞穂市長は、前項による申込みがあったときは、その実態を調査し、必要と認めるときは事実発生の日の属する月の翌月(事実発生の日が月の初日に当たるときはその月)に係る保育料等から減免を行うものとする。

別表(第8条の5関係)

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分		保育料(月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層 区分	定義	保育標準 時間	保育短 時間	保育標準 時間	保育短 時間
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
B	当該年度分(4月から8月までにあつては前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯(母子等)	円 0	円 0	円 0	円 0
	当該年度分の市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
C	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯(母子等) 所得割額48,600円未満	7,800	7,800	6,400	6,400

	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
D1	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額48,600円以上97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
D2	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額97,000円以上169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
D3	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額169,000円以上301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
D4	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額301,000円以上397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
D5	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯 所得割額397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

- 1 この表の第C階層から第D5階層における地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

3 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

様式第1号(第7条関係)

(略)

様式第2号(第8条の2関係)

(略)

様式第3号(第8条の3関係)

(略)

4 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

様式第1号（第6条の2関係）

(略)

様式第2号（第6条の3関係）

(略)

様式第3号（第6条の3関係）

(略)

様式第4号（第6条の3関係）

(略)

様式第5号（第7条関係）

(略)

様式第6号（第8条の2関係）

(略)

様式第7号（第8条の3関係）

(略)

様式第8号（第8条の5関係）

(略)

様式第9号（第8条の5関係）

（略）

様式第10号（第9条関係）

（略）

議案第56号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のと
おり提出する。

平成27年9月25日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

平成28年度保育所利用申込みにつき必要な事項を定めるため、市教育委員会規則の改正を行うもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（支給認定の申請）

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

（1）状況証明書（様式第2号）

（2）前号に掲げるもののほか、支給認定の審査及び利用者負担額の算定のために教育委員会が必要と認める書類

第4条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「様式第3号」を「様式第4号」に改め、同条第3項中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第19条を第23条とし、同条の前に次の1条を加える。

（確認の変更に係る申請等）

第22条 府令第31条及び第40条の申請書は、特定教育・保育施設等確認変更申請書（様式第20号）とする。

2 法第35条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の届書は、特定教育・保育施設等名称等変更届出書（様式第21号）とする。

第18条第1項中「第26条」を「第29条」に、「様式第14号」を「様式第18号」に改め、同条第2項中「第36条」を「第39条」に、「様式第15号」を「様式第19号」に改め、同条を第21条とし、同条の前に次の2条を加える。

（利用者負担額の減免）

第19条 利用者負担額の減免を受けようとする者は、利用者負担額等減免申込書（様式第17号）に減免申込みの理由を証する書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項による申込みがあったときは、その実態を調査し、必要と認めるときは事実発生の日の属する月の翌月（事実発生の日が月の初日に当た

るときはその月)に係る利用者負担額から減免を行うものとする。

(日割計算)

第20条 月の中途において入退所の決定を行った場合における利用者負担額の額は、日割計算によるものとする。ただし、算出された額が100円に満たないとき及び算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第17条の見出しを「(利用者負担額)」に改め、同条を第18条とする。

第16条中「様式第13号」を「様式第16号」に改め、同条を第17条とする。

第15条中「様式第12号」を「様式第15号」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「様式第11号」を「様式第14号」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「様式第10号」を「様式第13号」に改め、同条を第14条とする。

第12条中「様式第9号」を「様式第12号」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「様式第8号」を「様式第11号」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「様式第7号」を「様式第10号」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項中「第6条」を「第7条」に、「第73条」を「附則第73条」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出しを「(利用の決定)」に改め、同条中「施設利用内定通知書(様式第6号)」を「施設利用決定通知書(様式第7号)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、施設利用不承諾通知書(様式第8号)により支給認定保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。

3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要と

する事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解約したときは、解約通知書（様式第9号）を支給認定保護者に対し通知するものとする。

第7条を第8条とする。

第6条中「保育利用申込書（様式第5号）」を「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書」に改め、同条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（利用者負担額の通知）

第5条 府令第7条の規定による通知は、利用者負担額決定通知書（様式第6号）とする。

別表を次のように改める。

別表（第18条関係）

（1）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額
基準表

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
階層 区分	定義	教育標準時間認定（K）
1	被保護者等世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（要支援者等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1, 200
3	市町村民税所得割合算額（要支援者等） 77,100円以下	6, 500
	市町村民税所得割合算額 77,100円以下	7, 500
4	市町村民税所得割合算額 77,101円以上211,200円以下	9, 500
5	市町村民税所得割合算額 211,201円以上	12, 500

備考

- 1 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - （1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - （2）児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
 - （3）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- 2 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 3 市町村民税均等割額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割額をいう。
- 4 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 5 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - （1）「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する

- 配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
- ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 6 同一世帯において、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校3年生までの兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその世帯における小学校3年生までの兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額(10円未満の端数は切り捨てる。)、3人目以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
階層区分	定義	3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)	保育標準時間 認定(H)	保育短時間 認定(T)
1(A)	被保護者等世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2(B)	市町村民税非課税世帯(要支援者等)	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3(C)	市町村民税所得割合算額 48,600円未満(要支援者等)	7,800	7,800	6,400	6,400
	市町村民税所得割合算額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4(D1)	市町村民税所得割合算額 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5(D2)	市町村民税所得割合算額 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6(D3)	市町村民税所得割合算額 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7(D4)	市町村民税所得割合算額 397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8(D5)	市町村民税所得割合算額 397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

- 1 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳

に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

- 2 被保護者等とは、次に掲げる者が属する世帯をいう。
 - (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者である支給認定保護者
 - (2) 児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である支給認定保護者
 - (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の支援給付を必要とする要保護者と、支援給付を受けている被保護者
- 3 市町村民税非課税世帯は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者の属する世帯をいう。
- 4 市町村民税所得割合算額は、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。
- 5 要支援者等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 6 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の保育料は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号 (第3条関係)

(表)

施設型給付費・地域型保育給付費等
支給認定申請書兼
保育施設利用申込書



受付番号		世帯番号	
受付場所 〔施設名・連絡先 担当者名〕			
入所契約(内定)状況 契約・内定日		未定・内定・契約 ・	

瑞穂市教育委員会教育長 宛

申込日 年 月 日

保護者氏名	〒	市区町村	電話番号	自宅	携帯(父)	携帯(母)
現住所						
※転入予定の場合	転入予定日： 年 月 日		転入予定住所：瑞穂市		(建物名等)	

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。また、保育施設の利用について申し込みます。

保育の希望の有無	<input type="checkbox"/> 無：幼稚園等のみ希望 <input type="checkbox"/> 有：保育所等を希望 (幼稚園との併願 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)	<input type="checkbox"/> 転所希望 (既に保育施設を利用中の方が転所を希望する場合に☑) (通所中の施設名)
----------	---	--

利用を希望する施設(事業者)名・希望理由		利用を希望する期間	
第1希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用期間	年 月 日 から
第2希望	幼稚園 希望理由 保育所		<input type="checkbox"/> 小学校入学前
第3希望	幼稚園 希望理由 保育所		<input type="checkbox"/> 年 月 日 まで
第4希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用曜日	曜日から 曜日まで
第5希望	幼稚園 希望理由 保育所	利用時間	時 分から 時 分まで 長延

※普通保育時間(8時~16時)を超える場合は別に申込が必要です。

○利用児童の家庭の状況(利用開始希望日現在) 父母及び同居所に住んでいる人全員について記入してください。

区分	フリガナ 氏名	児童との 続柄	職業 (学生は学年)	勤務先・学校名・保育所名等	障がい児 (者)の場合 <small>障害者手帳等を添付</small>	1月1日現在の住所 <small>市外の場合、所得課税 証明書等を添付</small>	備考 <small>育児休業終了予定のかたは、 復帰予定年月日を記入</small>
	生年月日・性別						
申請児童 男・女	本人		通所している療育施設等 ()	身体()級 療育()級 精神()級	アレルギー 無・有 アレルギー() ※外国人の場合 日本語での会話 できる・できない
子どもの世帯員 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
 男・女				身体()級 療育()級 精神()級	年 市内・市外 年 市内・市外	
生活保護受給	無・有		保護開始日	年 月 日			
ひとり親家庭	非該当・該当		<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他()	事由発生日	年 月 日	児童扶養手当の受給	無・有 遺族年金の受給 無・有

保育が必要な理由	続柄	必要とする理由
	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他()
母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待・DV <input type="checkbox"/> その他()	

○同居していない祖父母の状況

父方	住所	氏名	祖父	祖母	母方	住所	氏名	祖父	祖母
	(TEL - -)					(TEL - -)			

裏面もご記入ください

同意書兼誓約書

〔同意事項〕

- 1 保育料の算定・収納のため、同一世帯者を含む市町村民税課税情報、住民基本台帳情報、戸籍情報等必要な情報を保育所担当課が住民基本台帳担当課、戸籍担当課、市税担当課及び福祉担当課から取得する場合があること。
- 2 保育所等の利用申込の際に収集した個人情報について、瑞穂市個人情報保護条例第7条の規定により、関係機関に提供する場合があること。
- 3 保育料を滞納した場合は、保育料収納のため必要に応じ、収納情報などを保育所等に提供する場合があること。また、家庭状況や保育の状況などの情報の提供を保育所等に求める場合があること。
- 4 保育料を滞納した場合は、以後の納付義務が発生する保育料は児童手当の支給額の範囲内において、保育料の特別徴収をする場合があること。また、財産（給与、預貯金、生命保険などを含む。）の差押えなどの滞納処分を受ける場合があること。
- 5 申込みの内容に虚偽があった場合は、利用の内定を取り消すこと。また、利用開始後に申込みの内容が事実と異なることが判明した場合は、退所となる場合があること。

〔誓約事項〕

- 1 保育料は、納期限までに必ず納付すること。
- 2 世帯構成（婚姻、離婚、祖父母など同居となったなど）、保育を必要とする事由（就労、疾病など）など、申込内容について変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。
- 3 就労状況など保育を必要とする事由を証する書類の提出を求められた場合は、方法や期限に従い提出すること。
- 4 世帯状況や就労状況などに異動や変更があり、保育を必要とする事由が認められなくなった場合は、退所すること。

上記の事項を確認のうえ同意し、遵守することを誓約します。

瑞穂市長 様

瑞穂市教育委員会教育長 様

保護者氏名 _____ ⑧

保育所利用調整に係る確認票

◎保育所の利用については、

- ・保育を必要とする事由に該当しないために利用が認められない場合
 - ・希望者が多数いるため希望する保育所を利用できない場合
 - ・保育を必要とする事由の該当事由により保育の利用期間が希望に添えない場合
- } があります。あらかじめご了承ください。

該当する□欄に✓を入れてください。

1. 選考の結果、入所できなかった場合（3歳未満児のみ）

□① 保育施設の空きを待つ（翌月以降選考継続を希望）

利用のご案内ができるまでの保育方法（当てはまるもの全てに✓）

- 他の保育施設（認可外保育所等）に預ける
- 親族に預ける
- 育児休業を延長する*
- 職場に連れていく
- その他（ ）

※育児休業を延長する場合、利用開始月の翌月1日までに復職できる方が選考対象となります。育児休業期間を切上げて復職可能か、必ず勤務先にご確認ください。

□② 申込みを取り下げる

2. 兄弟姉妹と同時申請の場合

□① 同時に同じ保育所でなければ利用しない

□② 別の保育所であってもよいので同時に利用開始したい

□③ 別々の時期からでも入所したい →入所できなかった児童は □先に入所した児童と同じ保育所のみ希望
□先に入所した児童と別の保育所でも可

*市町村使用欄

○支給認定（可・否 否とする理由： 認定日： 年 月 日）

支給認定 期間	～	年 月 日	保 育 必要量	標 準 短	現 況	生保 ひ親 在障	保 育 を 必要と する事由	父		留 意 事 項	兄弟有	育 休 明	
		年 月 日						母					

○処理状況

○利用契約状況

様式第 3 号を削り、様式第 2 号を様式第 3 号とし、様式第 1 号の次に次の 1 様式を加える。

状況証明書 (年度)

世帯番号

裏面の記入上の注意をご確認のうえ、ご記入ください。

※保護者記入欄

Table with 4 columns: (フリガナ)保護者氏名, (フリガナ)児童氏名, 生年月日, 新規申込・在園 (施設名). Includes rows for parent and child, and a list of reasons for childcare (e.g., ①就労, ②妊娠・出産, etc.).

①・⑨…下記に会社(事業所)による証明をもらってください。3歳未満児の場合、直近の給与明細の写しを添付してください。祖父母のかたは、健康保険証の写し等の勤務先が証明できる書類を添付できる場合、証明印は不要です。②～⑧・⑩…裏面にご記入ください。

※就労状況等証明欄 (事業主等の証明者が記入すること。訂正箇所には証明印で訂正すること。)

Main employment status form with sections for: 就労形態 (就業形態), 勤務先住所 (勤務先住所), 通勤手段 (通勤手段), 月平均収入 (月平均収入), 就労開始日 (就労開始日), 1日あたりの勤務時間 (1日あたりの勤務時間), 休日 (休日), 職種 (職種), 該当者のみ記入 (該当者のみ記入) for childcare leave, and a declaration section at the bottom.

※証明者は、就労を証明できるかたであれば必ずしも雇用主でなくても結構です。(例: 営業所長、店長、人事課長、所属長等) ※農業の場合は農業中心者、内職の場合は委託業者の証明を受けてください。 ※自営業・農業の中心者のかたは、確定申告書の写し又は個人事業の開業届出書等、事業を実施していることが証明できる書類の写しを添付してください。

※市役所記入欄: 就労時間数 (時間 分 × 日 × 4 週 / 日 / 月) = 時間 / 月

(裏)

↓当てはまるものに○	状況記入欄	添付書類
②妊娠・出産	_____年_____月_____日出産（予定）	母子健康手帳（表紙及び出産予定日が分かるページ）の写し
③障がい	(当てはまるものに○を付け、等級を記入) 障害者手帳：身体・療育・精神_____級 障害年金_____級 自立支援医療 特定疾患 要介護_____ その他（_____）	障害者手帳・年金証書・自立支援医療受給者証・特定疾患医療受給者証・介護保険被保険者証等の写し
疾病	診断書のとおり	診断書（下記に証明又は別紙）
④介護・看護	介護・看護を受ける人 _____（子どもとの続柄_____） 身体・療育・精神_____級／要介護_____ 病院等への付添い 週_____日	・障害者等の場合は障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し ・上記以外の場合は診断書（下記に証明又は別紙）
⑤災害復旧	_____年_____月_____日罹災	罹災証明書
⑥求職活動		ハローワークカード等、求職活動の状況が分かる書類の写し
⑦就学	_____年_____月_____日入学（予定）	在学証明書・授業のカリキュラムの写し
⑧虐待・DV		状況の分かる書類
⑩その他		状況の分かる書類

(記入上の注意)

この証明書は、保育所利用を希望する（利用している）児童の保護者等の、就労等保育の必要な状況を把握するための書類です。保育所の利用決定のほか、延長保育等を実施する際の資料となりますので、正確にご記入ください。また、証明内容に変更があった場合は、必ず通所する保育所又は市役所窓口までご連絡ください。

- ・証明内容については、市から勤務先等に問い合わせる場合もございます。あらかじめご了承ください。
- ・証明内容に不正が認められた場合は、保育の実施決定を取り消す場合がございます。

診 断 書			
患者氏名		生年月日	年 月 日
住 所			
病 名			
加療見込期間	年 月 日～ 年 月 日		
加療の方法	<input type="checkbox"/> 入院（入院期間： 年 月 日～ 年 月 日） <input type="checkbox"/> 通院（ 回／週・月） <input type="checkbox"/> 往診（ 回／週・月） <input type="checkbox"/> 自宅療養		
傷病の程度	<input type="checkbox"/> 絶対安静 <input type="checkbox"/> 常時看護人必要 <input type="checkbox"/> その他（_____） 児童の保育にあたること 不可能 ・ ある程度可能 ・ 可能		
上記のとおり診断します。 年 月 日 住所 医師 氏名 Ⓜ			

様式第 5 号を削り、様式第 4 号を様式第 5 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第4号（第4条関係）

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、次の理由により却下となりましたので通知いたします。

認定却下となる	氏名	
子ども	生年月日	
却下日		
理由		

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第6号を次のように改める。

様

岐阜県瑞穂市長 

利用者負担額決定通知書

下記のとおり利用者負担額が決定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
契約日	
利用開始日	
保育料の月額	

◎納入通知

納期限は毎月10日、ただし4月分は4月30日とします。納期限が土曜日、日曜日、祝日（以下「休日等」という。）の場合は休日等の翌日とします。

納付場所は瑞穂市指定（指定代理）金融機関及び瑞穂市収納代理金融機関です。

口座振替の方は納期限日に指定された口座から振替させていただきます。

（教示）

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第 13 号中「(第 16 条関係)」を「(第 17 条関係)」に改め、同様式を様式第 16 号とする。

様式第 14 号中「(第 18 条関係)」を「(第 21 条関係)」に改め、同様式を様式第 18 号とし、同様式の前に次の 1 様式を加える。

様式第17号（第19条関係）

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者 住所
氏名

印

利用者負担額等減免申込書

次のとおり利用者負担額等の減免を申し込みます。

- 1 施設を利用している子どもの氏名及び生年月日
- 2 利用している施設の名称
- 3 減免申込みの理由（具体的に記入すること。）

注 減免申込みの理由を証する書類を添付すること。

様式第15号中「(第18条関係)」を「(第21条関係)」に改め、同様式を様式第19号とする。

様式第13号及び様式第14号を次のように改める。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定に基づき、下記の支給認定が職権により変更したことを通知します。

記

支給認定変更となる子どもの氏名及び生年月日	
支給認定変更理由	
支給認定区分	
有効期間	

変更前の支給認定証の提出をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
- ・返還期限 支給認定変更日から30日以内

既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定取消（終了）通知書

子ども・子育て支援法第24条第1項の規定に基づき、下記の支給認定が終了（取消）したことを通知します。

記

支給認定終了（取消）となる子どもの氏名及び生年月日	
終了（取消）となる支給認定区分	
支給認定終了（取消）年月日	
支給認定終了（取消）の理由	

終了（取消）となった支給認定証の返還をお願いします。

- ・返還先 現在のご利用施設又は瑞穂市教育委員会事務局 幼児支援課
- ・返還期限 支給認定終了（取消）日から30日以内

既に支給認定証を返還されている場合は、行き違いですのでご了承ください。

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第 1 2 号中「（第 1 5 条関係）」を「（第 1 6 条関係）」に改め、同様式を様式第 1 5 号とする。

様式第 1 1 号を次のように改める。

第 号
年 月 日

様

岐阜県瑞穂市長



利用負担額変更通知書

次のとおり保育料（月額）を変更しますので通知します。

記

施設を利用している子どもの氏名及び生年月日		
利用している施設の名称及び所在地		
変更年月		
変更内容	変更前	変更後
支給認定区分		
保育必要量		
階層		
多子軽減区分		
保育料の月額		

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第9号中「(第12条関係)」を「(第13条関係)」に改め、同様式を様式第12号とする。

様式第 8 号を削り、様式第 7 号中「（第 1 0 条関係）」を「（第 1 1 条関係）」に改め、同様式を様式第 1 0 号とし、同様式の前に次の 3 様式を加える。

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設利用決定通知書

下記の施設の利用が決定しましたので通知します。

記

施設（事業者）を利用する 子どもの氏名及び生年月日	
利用する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用開始日	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様

瑞穂市教育委員会教育長



施設利用不承諾通知書

申込みのありました施設・事業所の利用については、次の理由により利用できませんので通知いたします。

記

利用できない	氏名	
子ども	生年月日	
利用希望する施設（事業者）の名称		
理由		

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

第 号
年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



解約通知書

下記のとおり利用施設を解約しましたので通知します。

記

解約する子どもの氏名及び 生年月日	
解約する施設（事業者）の 名称及び所在地	
利用終了日	
解約理由	

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この決定について不服がある場合は、この決定のあったことを知った日（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第19号の次に次の2様式を加える。

瑞穂市教育委員会 宛

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

印

特定教育・保育施設等確認変更申請書

子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設等に係る確認の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 法人等名称（氏名）						
	主たる事務所の 所在地・連絡先	（郵便番号 - ）					
		（ビルの名称等）					
		電話番号			FAX番号		
	電子メールアドレス						
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名		生年月日		
	代表者の住所・連絡 先	（郵便番号 - ）					
（ビルの名称等）							
事業者番号							
変更（予定）年月日							
特定教育・保育施設等の区分	区分					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼保連携型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（保育所型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（地方裁量型）						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園（認定こども園を除く。）						
	<input type="checkbox"/> 保育所（認定こども園を除く。）						
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業						
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業						
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業						
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業							

瑞穂市教育委員会 宛

所在地
申請者 名称
代表者氏名

㊞

特定教育・保育施設等名称等変更届出書

子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設等に係る確認を受けた内容を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ 法人等名称（氏名）						
	主たる事務所の 所在地・連絡先	（郵便番号 — ）					
		（ビルの名称等）					
		電話番号			FAX番号		
	電子メールアドレス						
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏 名		生年月日		
	代表者の住所・連絡 先	（郵便番号 — ）					
（ビルの名称等）							
電話番号				FAX番号			
事業者番号							
変更（予定）年月日							
変更の内容	変更事項						
	変更前						
	変更後						
変更理由							

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則（平成27年瑞穂市教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（支給認定の申請）</u></p> <p>第3条 府令第2条第1項の申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書（様式第1号）</u>とし、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>(1) <u>状況証明書（様式第2号）</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、支給認定の審査及び利用者負担額の算定のために教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>（支給認定の通知等）</p> <p>第4条 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（<u>様式第3号</u>）とする。</p> <p>2 法第20条第5項の規定による通知は、<u>支給認定却下通知書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p> <p>3 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>支給認定処分延期通知書（様式第5号）</u>により行うものとする。</p> <p><u>（利用者負担額の通知）</u></p> <p>第5条 府令第7条の規定による通知は、<u>利用者負担額決定通知書（様式第6号）</u>とする。</p> <p>（支給認定の有効期間）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（利用の申込み）</p>	<p><u>（認定の申請）</u></p> <p>第3条 府令第2条第1項の申請書は、<u>施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（様式第1号）</u>とする。</p> <p>（支給認定の通知等）</p> <p>第4条 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（<u>様式第2号</u>）とする。</p> <p>2 法第20条第5項の規定による通知は、<u>支給認定却下通知書（様式第3号）</u>により行うものとする。</p> <p>3 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、<u>支給認定処分延期通知書（様式第4号）</u>により行うものとする。</p> <p>（支給認定の有効期間）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（利用の申込み）</p>

第7条 支給認定子どもの保育の利用の申込みは、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼保育施設利用申込書により教育委員会に申し込まなければならない。

(利用の決定)

第8条 教育委員会は、児童福祉法第24条第3項に基づく調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用できる保育所、認定こども園（法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）があるときは、施設利用決定通知書（様式第7号）により支給認定保護者に対し通知するものとする。

2 教育委員会は、保育の利用の不承諾をしたときは、施設利用不承諾通知書（様式第8号）により支給認定保護者に対し通知し、利用を認められない旨及びその理由等を記載するものとする。

3 教育委員会は、保育の利用期間の満了前に保育の利用児童の保育を必要とする事由の消滅、転出及び死亡等によって保育の利用を解約したときは、解約通知書（様式第9号）を支給認定保護者に対し通知するものとする。

(利用の調整)

第9条 教育委員会は、第7条に規定する保育の利用の申込みがあった支給認定子どもの数が1の保育所等の利用定員を超える場合にあっては、児童福祉法第24条第3項（附則第73条で読み替える場合も含む。）の規定の例により教育委員会が別に定める基準に基づき利用の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

2 (略)

(調整の方法)

第6条 支給認定子どもの保育の利用の申込みは、保育利用申込書（様式第5号）により教育委員会に申し込まなければならない。

(利用の内定等)

第7条 教育委員会は、児童福祉法第24条第3項に基づく調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用できる保育所、認定こども園（法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）があるときは、施設利用内定通知書（様式第6号）により支給認定保護者に対し通知するものとする。

(利用の調整)

第8条 教育委員会は、第6条に規定する保育の利用の申込みがあった支給認定子どもの数が1の保育所等の利用定員を超える場合にあっては、児童福祉法第24条第3項（第73条で読み替える場合も含む。）の規定の例により教育委員会が別に定める基準に基づき利用の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

2 (略)

(調整の方法)

第10条 (略)

(現況の届出)

第11条 府令第9条第1項の届書は、現況届 (様式第10号) とする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第12条 府令第9条第4項 (府令第11条第3項において準用する場合を含む。) の規定による通知は、利用者負担額変更通知書 (様式第11号) とする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第13条 府令第11条第1項の申請書は、支給認定変更申請書 (様式第12号) とする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第14条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定変更通知書 (様式第13号) により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第15条 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書 (様式第14号) により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第16条 府令第15条第1項の届書は、支給認定申請内容変更届 (様式第15号) とする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第17条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書 (様式第16号) とする。

第9条 (略)

(現況の届出)

第10条 府令第9条第1項の届書は、現況届 (様式第7号) とする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第11条 府令第9条第4項 (府令第11条第3項において準用する場合を含む。) の規定による通知は、利用者負担額変更通知書 (様式第8号) とする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第12条 府令第11条第1項の申請書は、支給認定変更申請書 (様式第9号) とする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第13条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定変更通知書 (様式第10号) により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第14条 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書 (様式第11号) により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条 府令第15条第1項の届書は、支給認定申請内容変更届 (様式第12号) とする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第16条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書 (様式第13号) とする。

(利用者負担額)

第18条 (略)

(利用者負担額の減免)

第19条 利用者負担額の減免を受けようとする者は、利用者負担額等減免申込書（様式第17号）に減免申込みの理由を証する書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項による申込みがあったときは、その実態を調査し、必要と認めるときは事実発生の日の属する月の翌月（事実発生の日が月の初日に当たるときはその月）に係る利用者負担額から減免を行うものとする。

(日割計算)

第20条 月の中途において入退所の決定を行った場合における利用者負担額の額は、日割計算によるものとする。ただし、算出された額が100円に満たないとき及び算出された額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(確認の申請)

第21条 府令第29条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第18号）とする。

2 府令第39条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第19号）とする。

(確認の変更に係る申請等)

第22条 府令第31条及び第40条の申請書は、特定教育・保育施設等確認変更申請書（様式第20号）とする。

2 法第35条第1項若しくは第2項又は第47条第1項若しくは第2項の

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第17条 (略)

(確認の申請)

第18条 府令第26条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書（様式第14号）とする。

2 府令第36条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書（様式第15号）とする。

届書は、特定教育・保育施設等名称等変更届出書（様式第21号）とする。

（その他）

第23条 （略）

別表（第18条関係）

（略）

（その他）

第19条 （略）

別表（第17条関係）

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層		利用者負担額(月額)
区分		
階層区分	定義	
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯（母子等）	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割課税世帯（母子等） 所得割額77,100円以下	6,500
	市町村民税所得割課税世帯 所得割額77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額77,101円	8,500

	以上211,200円以下	
5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額211,201 以上	8,500

備考

1 この表の第2階層における市町村民税均等割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割額をいい、第3階層から第5階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和9年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第1

34号) に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法
(昭和34年法律第141号) に定める国民年金の障害基礎年金等
の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法
に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

3 同一世帯において、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚
部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支
援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校3年生まで
の兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用
する児童がその世帯における小学校3年生までの兄弟姉妹の年齢
の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目
の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額(10円未満の端数
は切り捨てる。)、3人目以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの
利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子ど もの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)			
		3歳未満児		3歳以上児	
階 層 区 分	定義	保育標準	保育短時	保育標準	保育短時
		時間	間	時間	間
1	生活保護法の規定による被 保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯(母	円 0	円 0	円 0	円 0

	子等)				
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3	市町村民税所得割課税世帯 (母子等) 所得割額48,600円未満	7,800	7,800	6,400	6,400
	市町村民税所得割課税世帯 所得割額48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額48,600円以上97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額97,000円以上169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6	市町村民税所得割課税世帯 所得割額169,000円以上301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000
7	市町村民税所得割課税世帯 所得割額301,000円以上397,000円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8	市町村民税所得割課税世帯 所得割額397,000円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備考

- 1 この表の第3階層から第8階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の

4の2第5項の規定は適用しないものとする。

2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。

3 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。

(1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

4 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第3条関係)

(略)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

(略)

様式第5号(第4条関係)

様式第6号(第5条関係)

(略)

様式第7号(第8条関係)

(略)

様式第8号(第8条関係)

(略)

様式第9号(第8条関係)

(略)

様式第10号(第11条関係)

様式第11号(第12条関係)

学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額(10円未満の端数は切り捨てる。)、3人目以降の場合は無料とする。

様式第1号(第3条関係)

(略)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

(略)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第6条関係)

(略)

様式第6号(第7条関係)

(略)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)

(略)

様式第12号 (第13条関係)

様式第13号 (第14条関係)

(略)

様式第14号 (第15条関係)

(略)

様式第15号 (第16条関係)

様式第16号 (第17条関係)

様式第17号 (第19条関係)

(略)

様式第18号 (第21条関係)

様式第19号 (第21条関係)

様式第20号 (第22条関係)

(略)

様式第21号 (第22条関係)

(略)

(略)

様式第9号 (第12条関係)

様式第10号 (第13条関係)

(略)

様式第11号 (第14条関係)

(略)

様式第12号 (第15条関係)

様式第13号 (第16条関係)

様式第14号 (第18条関係)

様式第15号 (第18条関係)

議案第 57 号

瑞穂市学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

平成 27 年度の瑞穂市学校薬剤師における下記の者の解嘱及び委嘱について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成 15 年瑞穂市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 1 1 号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

前任者 学校薬剤師（穂積中学校） 堀内 圭次郎

後任者 学校薬剤師（穂積中学校） 若山 としこ

任期は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

平成 27 年 9 月 25 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

転勤により県外へ転出するため前任者を解嘱し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条の規定により、後任の学校薬剤師を委嘱するもの。

幼稚園・小学校・中学校 保護者 様

瑞穂市教育委員会

平成25年度学校給食事業特別会計における不適正な会計処理について（お詫び）

初秋の候、保護者の皆様には益々ご健勝のことと存じます。日頃は学校給食事業にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、下記平成27年8月26日の新聞報道にもありましたが、平成26年3月分の食材費5百63万3千579円の一部3百10万443円を平成26年4月分として処理してしまった平成25年度の学校給食特別会計の不適正な会計処理について、保護者の皆様方にご心配をおかけし、深くお詫びを申し上げます。

このことは、平成27年度に実施した平成26年度の学校給食特別会計の決算監査において、当市の監査委員により指摘を受け、実態調査を行ったところ、その事実が判明しました。

通常、学校給食特別会計は、その年度の食材費をその年度の給食費で賄うようにし、次年度に繰り越さないよう給食に還元しなければなりません。

今後は、教育委員会全体でしっかりと月々の食材費と給食費を把握し、適正な給食運営を行い、子どもたちにおいしい給食が提供できるよう取り組んでいきます。

記

H27.8.26 中日新聞

<p>瑞穂市の学校給食事業特別会計で、赤字を黒字にするための不適正な会計処理が行われていたことが二十五日、分かった。市が九月一日開会の市議会定例会に提出する二〇一四年度の決算認定に対して、市監査委員が意見書で指摘した。</p> <p>意見書や市側の説明などによると、一三年度の最終月に当たる一</p>	<p>瑞穂市の学校給食事業特別会計の請求書（総額約五百六十万円）を分割し、約三百十万円分を次年度に入れた一四年四月分に入らず不適正な処理を行っていた。担当は市教委の学校給食センター。</p> <p>本来なら一三年度は約二百十五万円の赤字となるどころだったが、分割したことで帳簿上の支出を減らし、</p>	<p>四年三月の食材費の請求書（総額約五百六十万円）を分割し、約三百十万円分を次年度に入れた一四年四月分に入らず不適正な処理を行っていた。担当は市教委の学校給食センター。</p> <p>早瀬俊一副市长は取材に、食材費の計画的な管理ができていなかったことやチェックの甘さを認め、「指摘を真摯に受けとめ、慎重な運営をしていきたい」と話した。</p>	<p>給食事業 特別会計</p> <p>請求書を分割処理</p> <p>瑞穂市監査委員が「不適正」</p>
--	---	--	---

【問合せ先】

教育総務課 327-2115
瑞穂市給食センター 328-7771